

○有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（二千五年十二月一日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項

（平成一七・一二・二六 経・環告十二）

1 環境の保全上適正な輸出及び輸入

次に定めるところに適合しない特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等をいう。以下同じ。）の我が国から台湾への輸出及び台湾から我が国への輸入は、環境の保全上適正なものとは認められないこと。

(1) 特定有害廃棄物等の輸出

- イ 次のいずれかの場合に該当すること。
- ① 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合
  - ② 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合
  - ロ 当該輸出について台湾日本関係協会から書面による同意が得られていること。
  - ハ 輸出される特定有害廃棄物等について輸出される特定有害廃棄物等について

て環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者との間で締結されている旨の確認が台湾日本関係協会から得られていること。

ニ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号。以下「特定有害廃棄物等省令」という。）第六条各号に掲げる措置が講じられていること。

ホ 輸出される特定有害廃棄物等が、特定有害廃棄物等省令第二条第二号の分析試験（以下「分析試験」という。）を行うためのものでない場合にあつては、次のいずれかに該当すること。

① 台湾において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には、必要な措置が講じられていること。

② 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

(2)

イ 特定有害廃棄物等の輸入

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定による輸入の承認に先立ち、当該特定有害廃棄物等の輸入に係る通告が台湾日本関係協会から公益財団法人日本台湾交流協会に対してなされていること。ただし、再生利用等目的輸入事業者が当該特定有害廃棄物等の輸入を行おうとする場合にあっては、輸入に係る台湾日本関係協会から公益財団法人日本台湾交流協会への通告及び当該通告に対す

2

輸出、運搬及び処分に係る手続  
特定有害廃棄物等の輸出、運搬及び処分については、次に掲げる手続により行うこと。  
(1) 輸出の承認に係る申請

台湾へ特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定により経済産業大臣の輸出の承認を受ける義務を課せられること。

なお、当該輸出が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十条第一項（同法第十五条の四の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の確認の対象となる場合は、その確認を受けた後に輸出の承認の申請を行うこと。

(2) 通告

イ 環境大臣は、法第四条第二項の規定により申請書の写しの送付があつたときは、有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（二千五年十二月一日）（以下「取決め」という。）に基づき公益財団法人日本台湾交流協会が行う特定有害廃棄物等の輸出に係る通告に必要な書類を公益財団法人日本台湾交流協会に送付すること。  
ロ 公益財団法人日本台湾交流協会は、イの規定により通告に必要な書類の送付

<p>(5) 移動書類の写しの提出 イ 台湾へ特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、その輸出に先立ち、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（取決めに基づく移動書類をいう。以下同じ。）の写しを経済産業大臣に提出すること。</p> <p>ロ 経済産業省は、イの規定により移動書類の写しの提出があったときは、当該移動書類の写しを環境省に送付すること。</p> <p>ハ 台湾へ特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、イの規定により経済産業大臣に提出した移動書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに、変更後の移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。</p>	<p>(4) 経済産業大臣は、環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の確認の通知を受けた後でなければ、輸出の承認をしてはならないこと。</p> <p>(3) 環境大臣の確認 台湾への特定有害廃棄物等の輸出の申請があったときは、環境大臣は、特定有害廃棄物等省令第六条各号に掲げる措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知すること。</p>	<p>(3) 環境大臣の確認 台湾への特定有害廃棄物等の輸出の申請があったときは、環境大臣は、特定有害廃棄物等省令第六条各号に掲げる措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知すること。</p> <p>ハ 環境省は、ロの規定により特定有害廃棄物等の輸出に係る回答の送付があったときは、当該回答の写しを経済産業省に送付すること。</p>
<p>3 (1) 輸入の承認に係る申請 台湾から特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により経済産業大臣の輸入の承認を受ける義務を課せられること。ただし、再生利用等目的輸入事業者が、そ</p>	<p>(7) 処分 特定有害廃棄物等の輸出者は、当該特定有害廃棄物等が台湾において移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めること。また、輸出者は、当該処分が完了した場合には、当該処分を行った旨の通知を回収するよう努めること。</p>	<p>二 移動書類の様式は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令（平成五年通商産業省令第六十一号）様式第一に準ずるものとする。</p> <p>(6) 運搬 特定有害廃棄物等の運搬者は、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類に必要な事項の記載及び署名を行うとともに、当該特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、移動書類を携帯し、移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で行う必要があること。</p> <p>また、その運搬する特定有害廃棄物等が、一般的に受け入れられ、かつ、認められている国際的規則及び基準に従ってこん包され、表示され、及び運搬されるよう関連法令を遵守すること。</p>
<p>(4) 通告に対する回答 環境大臣は、経済産業大臣から輸入の承認又は不承認をした旨の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、特定有害廃棄物等の輸入について同意をし、又は同意をしない旨の回答を公益財団法人日本台湾交流協会に送付すること。</p> <p>また、環境大臣は、再生利用等目的輸入</p>	<p>(3) 経済産業大臣の承認 台湾からの特定有害廃棄物等の輸入は、経済産業大臣の輸入の承認が行われた後に開始されるものであること。</p> <p>ロ 環境省は、イの規定により通告に係る書面の写しの送付があったときは、その写しを経済産業省に送付すること。この場合において、環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、経済産業大臣が承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができること。</p>	<p>(2) 環境大臣の意見等 イ 公益財団法人日本台湾交流協会は、取決めに基づき台湾日本関係協会から特定有害廃棄物等の輸入についての書面による通告があったときは、当該通告に係る書面の写しを環境大臣に送付すること。</p> <p>なお、特定有害廃棄物等の輸入が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の規定に基づく環境大臣の許可の対象となる場合は、その許可を受けた後に輸入の承認に係る申請を行うこと。</p>

事業者が行うその認定に係る特定有害廃棄物等の輸入に係る通告の送付を受けた場合には、当該再生利用等目的輸入事業者に確認の上、同意をし、又は同意をしない旨の回答を、公益財団法人日本台湾交流協会に送付すること。

(5) 特定有害廃棄物等に該当しない物の通告に対する回答

環境大臣は、台湾において有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)第一条1(b)の有害廃棄物に該当する物であつて、我が国においては特定有害廃棄物等に該当しないものの通告を受けた場合には、当該通告に対して、特定有害廃棄物等に該当しない旨の回答を当該通告をした者及び公益財団法人日本台湾交流協会に送付すること。

(6) 移動書類の写しの提出

イ 台湾から特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、その輸入に先立ち、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。

ロ 経済産業省は、イの規定により移動書類の写しの提出があつたときは、当該移動書類の写しを環境省に送付すること。

ハ 台湾から特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、イの規定により経済産業大臣に提出した移動書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに、変更後の移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。

(7) 運搬

特定有害廃棄物等の運搬者は、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類(再生利用等目的輸入事業者による当該認定に係る輸

入の場合を含む。以下同じ。)に必要な事項の記載及び署名を行うとともに、当該特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、移動書類を携帯し、かつ、移動書類に記載された内容に従つて環境の保全上適正な方法で行う必要があること。

また、その運搬する特定有害廃棄物等が、一般的に受け入れられ、かつ、認められている国際的規則及び基準に従つてこん包され、表示され、及び運搬されるよう関連法令を遵守すること。

また、その運搬する特定有害廃棄物等が、一般的に受け入れられ、かつ、認められている国際的規則及び基準に従つてこん包され、表示され、及び運搬されるよう関連法令を遵守すること。

(8) 処分

特定有害廃棄物等の処分者は、当該特定有害廃棄物等の処分を行う場合は、移動書類を携帯し、かつ、移動書類に記載された内容に従つて環境の保全上適正な方法で行う必要があること。

また、台湾から特定有害廃棄物等を輸入した者は、当該特定有害廃棄物等の処分が完了したときは、速やかに、当該特定有害廃棄物等の処分を行った日付、処分の場所及び処分の方法を経済産業大臣及び環境大臣に届け出ること。

仮に陸揚げされた特定有害廃棄物等の返還に係る手続

仮に陸揚げされた特定有害廃棄物等が次のいずれかに該当する場合には、環境大臣は、条約第八条又は第九条2の規定に基づき、当該特定有害廃棄物等の引取りを行うよう公益財団法人日本台湾交流協会を通じて台湾日本関係協会と必要な調整を

行つた上で当該特定有害廃棄物等の返還に係る通報を行うこと。なお、当該返還のための輸出を行うとする者は、当該通報がなされた場合には、当該特定有害廃棄物等の移動に当たつて、輸出移動書類と同様の内容を記載した書類を作成し、携帯するよう努めること。

イ 経済産業大臣の輸入の承認を受けていない場合

ロ 経済産業大臣の輸入の承認を受けている場合であつて、当該特定有害廃棄物等の処分が、輸出入等に係る契約等の内容に従つた方法で完了することができないと認められる場合

4 不適正な輸出、輸入、運搬又は処分が行われた場合の措置

経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分が適正に行われない場合には、法第十七条の措置命令の確かかつ円滑な発動等を通じ、人の健康及び生活環境に係る被害を防止するよう措置すること。